

4 受益証券発行信託証券等の評価

金融商品取引所に上場されている受益証券発行信託の受益証券の価額は、上場株式の評価方法に準じて評価することを明らかにした。また、この受益証券については、上場株式における権利落、配当落及び配当期待権に相当する事象が生じることから、これらを実価方法に反映させることとした。

(評価通達213－2＝新設)

1 通達制定の趣旨

金融商品取引所に上場されている受益証券発行信託の受益証券^(注)（「E T N」と呼称される「指標連動証券」等）が近時増加していることから、その評価方法を明らかにした。

(注) 「受益証券発行信託」は、1又は2以上の受益権を表示する証券(受益証券)を発行する旨の定めがある信託をいう(信託法185①)。

受益証券発行信託の受益証券のうち、E T N(指標連動証券)は、その価額が株価指数・商品指数等の特定の指標に連動し、発行者がその信用力を基に発行する債券である。

2 通達の内容

金融商品取引所に上場されている受益証券発行信託の受益証券については、①上場株式と同様に、金融商品取引所において取引され、日々の取引価格及び最終価格の月平均額が公表されていること、②上場株式における権利落又は配当落に相当する事象が生じることから、評価通達169((上場株式の評価))から評価通達172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))までの定めに準じて評価することとした。

また、金融商品取引所に上場されている受益証券発行信託の受益証券については、株式に係る配当期待権に相当する金銭分配期待権が生じることから、この金銭分配期待権の価額について、評価通達193((配当期待権の評価))の定めに準じて評価することとした。